

生活障害収入保障特約 目次

1. 総則

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結
- 第3条 特約の責任開始期
- 第4条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第5条 特約の年金支払期間

2. 就労不能・介護年金または給付金の支払い、特約保険料の払込免除

- 第6条 就労不能・介護年金の支払い
- 第7条 就労不能・介護保障充実給付金の支払い
- 第8条 特定障害給付金の支払い
- 第9条 就労不能・介護年金の分割支払い
- 第10条 就労不能・介護年金の一時支払い
- 第11条 特約保険料の払込免除
- 第12条 戦争その他の変乱の場合の特例

3. 就労不能・介護年金または給付金を支払わない場合 (免責事由)

- 第13条

4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 告知義務違反による解除を行わない場合

5. 重大事由による解除

- 第17条

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第18条 特約保険料の払込み
- 第19条 就労不能・介護年金等の支払理由が生じた場合の保険料の取扱い
- 第20条 特約保険料の立替え
- 第21条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第22条

8. 特約内容の変更

- 第23条 基本年金額の減額
- 第24条 特約の復旧
- 第25条 特約の型の変更
- 第26条 就労不能・介護年金等の受取人の変更

9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第27条 特約の解約

- 第28条 解約返戻金額
- 第29条 債権者等による解約の効力等

10. 社員配当金

- 第30条 社員配当金
- 第31条 増加年金保険

11. 請求手続き

- 第32条

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

- 第33条

13. 保険期間満了後の保障の継続

- 第34条

14. 主約款の準用

- 第35条

15. 特則

- 第36条 特定障害給付金を不担保とする場合の特則
- 第37条 中途付加の場合の特則
- 第38条 生活障害終身保険特約へ変更する場合の特則
- 第39条 介護保障定期保険特約等からの変更の場合の特則
- 第40条 主契約が5年ごと利差配当付終身保険の場合の特則
- 第41条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
- 第42条 主契約に保険料払込免除特約(15)等が付加されている場合の特則
- 第43条 主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則
- 第44条 主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則
- 第45条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

別表1 就労不能状態

備考

別表2 要介護状態

備考

別表3 特定障害状態

備考

別表4 保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額

別表5 残存保証期間中の未払年金の現価

生活障害収入保障特約

1. 総則

第1条（用語の意義）

この特約において、次表に定める用語の意義は、次表に定めるとおりとします。

用語	意義
基本年金額	就労不能・介護年金または給付金を支払う際に基準となる年金額をいいます。
保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額	第1回の就労不能・介護年金を含む保証期間中の将来の就労不能・介護年金の現価に相当する金額をいい、別表4に定める金額とします。

第2条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第3条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

第5条（特約の年金支払期間）

この特約の年金支払期間は、特約の型^[1]に応じて、次表に定めるところによります。

特約の型 ^[1]	年金支払期間
逓減型	契約日以降1年経過ごとに、保険契約者が指定した第1保険年度の年金支払期間より1年ずつ逓減した期間。ただし、5年を下限とします。
固定型	保険契約者が指定した一定の期間

2. 就労不能・介護年金または給付金の支払い、特約保険料の払込免除

第6条（就労不能・介護年金の支払い）

① 次表に定めるところにより、就労不能・介護年金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	イ. 第1回の就労不能・介護年金 被保険者が、この特約の責任開始期 ^[1] 以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、次表のいずれかに該当したとき ^[2] に支払います。
---------	---

補 則 欄

第5条補則

[1] この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した特約の型をいいます。

第6条補則

[1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際の責任開始期とします。

[2] この特約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号イに定める原因による障害が加わって第1項第1号イ(1)の状態に該当したときを含みます。ただし、この特約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係のない場合に限りません。

1. 支払理由	(1) 所定の就労不能状態	次のいずれかに該当したとき a. 国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級の状態 ^[3] に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権がこの特約の保険期間中に生じたとき。 ^[4] ただし、障害等級1級または2級の状態 ^[3] のうち、精神障害の状態 ^[5] に該当していると認定されたときを除きます。 b. この特約の保険期間中に就労不能状態（別表1）に該当したと医師によって診断されたとき
	(2) 所定の要介護状態	次のいずれかに該当したとき a. 公的介護保険制度 ^[6] にもとづき、要介護2以上の状態 ^[7] に該当していると認定され、その認定の効力がこの特約の保険期間中に生じたとき b. この特約の保険期間中に次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断されたとき (i) 要介護状態（別表2）に該当したこと (ii) 要介護状態（別表2）がその該当した日から起算して継続して180日あること
		ロ. 第2回以後の就労不能・介護年金 第1回の就労不能・介護年金が支払われた場合で、保証期間 ^[8] 中、第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当した日の年単位の応当日が到来したときに支払います。保証期間 ^[8] 経過後は、年金支払期間中、被保険者が生存している限り、第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当した日の年単位の応当日が到来したときに支払います。
2. 支払額（年金額）	基本年金額と同額を支払います。	

② 前項第1号にかかわらず、次のいずれかに該当したときは、この特約の保険期間満了の日に第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当したものとみなして、就労不能・介護年金を支払います。

1. 被保険者がこの特約の保険期間の満了後に前項第1号イ(1) bの就労不能状態（別表1）に該当した場合で、この特約の保険期間満了の日における被保険者の状態が次の条件をすべて満たすとき

イ. がんによる障害により就労不能状態Ⅰ（別表1）に該当した場合

(1) この特約の保険期間満了の日以前に開始した入院の継続日数が、この特約の保険期間満了の日において180日以上に達していないことにより、第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当しなかったとき

(2) この特約の保険期間の満了後も引き続きその入院が継続しているとき

(3) この特約の保険期間の満了後にその入院の継続日数が180日以上に達したとき

ロ. 就労不能状態Ⅱ（別表1）に該当した場合

(1) この特約の保険期間満了の日において、その状態の回復の見込みのないことが明らかでないことにより、第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当しなかったとき

(2) この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続しているとき

(3) この特約の保険期間の満了後にその状態の回復の見込みのないことが明らかになったとき

2. 被保険者がこの特約の保険期間中に前項第1号イ(2) b(i)の要介護状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間満了の日から起算して180日以内に前項第1号イ(2) b(ii)に該当したとき

③ 第1項第1号イにかかわらず、この特約の責任開始期^[11]前に発病した疾病を直接の原因として第1項第1号イに定める第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当したとき^[9]は、次に定めるところによります。

1. この特約の締結の際^[10]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で就労不能・介護年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、



第6条補則

[3] 「障害等級1級または2級の状態」とは、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。

[4] 受給権が生じた月の初日を第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当した日として取り扱います。ただし、この特約の責任開始の日の属する月に受給権が生じた場合には、この特約の責任開始の日を第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当した日として取り扱います。

[5] 障害等級1級の第10号または2級の第16号に定める状態をいいます。

[6] 「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

[7] 「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

[8] 第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当した日から5年とします。

[9] 第2項により、この特約の保険期間満了の日に第1回の就労不能・介護年金の支払理由に該当したものとみなすときを含みます。

[10] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際とします。

その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

2. その疾病について、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、就労不能・介護年金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 第1回の就労不能・介護年金を支払った場合には、その支払い後に異なる第1回の就労不能・介護年金の支払理由^[11]による就労不能・介護年金の支払請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑤ 第1回の就労不能・介護年金の支払いの際、年金証書を就労不能・介護年金の受取人に交付します。
- ⑥ 第1項にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、就労不能・介護年金をその法人に支払います。
- ⑦ 就労不能・介護年金の受取人はその権利を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第7条（就労不能・介護保障充実給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、就労不能・介護保障充実給付金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したときに支払います。 イ. 次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断されたとき (1) この特約の責任開始期 ^[1] 以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、要介護状態（別表2）に該当したこと (2) 要介護状態（別表2）がその該当した日から起算して継続して30日、60日、90日、120日または150日あること ロ. 前条第1項第1号イ(1)または(2) aに該当し、第1回の就労不能・介護年金が支払われるとき ^[2]
2. 支払額	次に定める金額とします。 イ. 前号イに該当した場合 1回あたり基本年金額 ^[3] の20%相当額 ロ. 前号ロに該当した場合 前イに定める金額の5回分の金額 ^[4]
3. 給付限度	就労不能・介護保障充実給付金の支払いには、次の限度があります。 イ. 同一の傷害または疾病 ^[5] についての給付限度 前号イに定める支払額の5回分の金額の支払いを限度とします。 ロ. 通算給付限度 前号イに定める支払額の10回分の金額の支払いを限度とします。

- ② 前項第1号イの就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当し、その要介護状態（別表2）が継続中に前項第1号ロの就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当したときは、同一の傷害または疾病により就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当したものとみなします。
- ③ 第1項第1号イの就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当した後に要介護状態（別表2）が中断し、再度同一の傷害または疾病^[5]により就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当した場合でも、直前の就労不能・介護保障充実給付金の支払理由発生日の翌日から起算して180日を経過して要介護状態（別表2）または第1項第1号ロに該当したときは、新たな傷害または疾病により就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当したものとみなします。



補 則 欄



第6条補則

[11]同一の支払理由に再度該当した場合を含みます。

第7条補則

- [1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [2]前条第2項または第3項の場合を含みます。
- [3]基本年金額が減額されたときは、就労不能・介護保障充実給付金の支払理由発生日現在の基本年金額とします。
- [4]すでに支払った就労不能・介護保障充実給付金との合計額が第3号に定める給付限度をこえるときは、次に定める金額とします。
 1. 第3号イに定める給付限度をこえる場合には、すでに支払った同一の傷害または疾病による就労不能・介護保障充実給付金と合計して5回分となる回数分の金額とします。
 2. 第3号ロに定める給付限度をこえる場合には、すでに支払った就労不能・介護保障充実給付金と合計して10回分となる回数分の金額とします。
 3. 前1. および前2. のいずれにも該当する場合には、いずれか小さい金額とします。
- [5]医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

- ④ 第1項にかかわらず、被保険者がこの特約の保険期間中に第1項第1号イ(1)の要介護状態(別表2)に該当し、この特約の保険期間満了後も引き続き要介護状態(別表2)が継続した場合で、第1項第1号イ(2)に該当したときは、この特約の保険期間満了の日に就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当したものとみなして、就労不能・介護保障充実給付金を支払います。
- ⑤ 第1項第1号イ(1)にかかわらず、この特約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として第1項に定める就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当したとき^[6]は、次に定めるところによります。
- この特約の締結の際^[7]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で就労不能・介護保障充実給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、就労不能・介護保障充実給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑥ 第1項にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人を含めます。)が同一法人の場合には、就労不能・介護保障充実給付金をその法人に支払います。
- ⑦ 第1回の就労不能・介護年金を支払った場合には、その就労不能・介護年金の支払理由が発生した時以後就労不能・介護保障充実給付金の支払理由が生じたことにより就労不能・介護保障充実給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。^[8]

第8条(特定障害給付金の支払い)

- ① 次表に定めるところにより、特定障害給付金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者が、この特約の責任開始期 ^[1] 以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、次のいずれかに該当したとき ^[2] に支払います。 イ. 国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級の状態 ^[3] のうち、精神障害の状態 ^[4] に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権がこの特約の保険期間中に生じたとき ^[5] ロ. この特約の保険期間中に、特定障害状態(別表3)に該当したとき
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 基本年金額×3
3. 給付限度	特定障害給付金の支払いは、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。

- ② 前項にかかわらず、被保険者がこの特約の保険期間の満了後に前項第1号ロの特定障害状態(別表3)に該当した場合でも、この特約の保険期間満了の日における被保険者の状態が次の条件をすべて満たすときは、この特約の保険期間満了の日に特定障害給付金の支払理由に該当したものとみなして、特定障害給付金を支払います。
- この特約の保険期間満了の日以前に開始した入院の継続日数が、この特約の保険期間満了の日において180日以上に達していないことにより、特定障害給付金の支払理由に該当しなかったとき
 - この特約の保険期間の満了後も引き続きその入院が継続しているとき
 - この特約の保険期間の満了後にその入院の継続日数が180日以上に達したとき
- ③ 第1項にかかわらず、この特約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として第1項第1号に定める特定障



補 則 欄



第7条補則

- [6]第4項により、この特約の保険期間満了の日に就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当したものとみなすときを含みます。
- [7]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際とします。
- [8]第1項第1号ロにより第1回の就労不能・介護年金と同時に就労不能・介護保障充実給付金の支払理由に該当し、第1回の就労不能・介護年金が支払われる場合を除きます。

第8条補則

- [1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [2]この特約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号に定める原因による障害が加わって第1項第1号イまたはロの状態に該当したときを含みます。ただし、この特約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係のない場合に限りません。
- [3]「障害等級1級または2級の状態」とは、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。
- [4]障害等級1級の第10号または2級の第16号に定める状態をいいます。
- [5]受給権が生じた月の初日を特定障害給付金の支払理由に該当した日として取り扱います。ただし、この特約の責任開始の日の属する月に受給権が生じた場合には、この特約の責任開始の日を特定障害給付金の支払理由に該当した日として取り扱います。

害給付金の支払理由に該当したときは、次に定めるところによります。

1. この特約の締結の際^[6]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特定障害給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特定障害給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 特定障害給付金を支払ったときは、会社は、その特定障害給付金の支払理由が発生した後に到来する払込期月に対応する保険料^[7]を、特定障害給付金にかかる部分を除外した保険料に変更します。
- ⑤ 第1項にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、特定障害給付金をその法人に支払います。
- ⑥ 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が発生したときは、次のとおり取り扱います。
 1. 第1回の就労不能・介護年金を支払った場合には、その就労不能・介護年金の支払理由が発生した時以後特定障害給付金の支払理由が生じたことにより特定障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 2. 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が発生した時以後に支払理由が発生した特定障害給付金をすでに支払っていた場合には、次に定めるところによります。
 - イ. すでに支払った特定障害給付金の返還を請求します。
 - ロ. 前イにかかわらず、特定障害給付金が返還されないときは、保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額から、特定障害給付金額を差し引きます。この場合、保証期間中の就労不能・介護年金の支払いを行わず、差し引き後の保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額を就労不能・介護年金の受取人に支払います。^[8]

第9条（就労不能・介護年金の分割支払い）

第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日以後、就労不能・介護年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）から請求があったときは、会社の取扱範囲内で年金受取人が定めた回数にもとづき、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。

第10条（就労不能・介護年金の一時支払い）

- ① 第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日以後、保証期間中に年金受取人から請求があったときは、第1回の就労不能・介護年金を支払う前に限り、保証期間中の就労不能・介護年金の全部の支払いに代えて、保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額の全部を一時に支払います。
- ② 保証期間中に被保険者が死亡したときまたは年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の就労不能・介護年金の支払いに代えて、残存保証期間中の未払年金の現価（別表5）に相当する金額を一時に支払います。
- ③ 第1項および前項の一時金を支払ったときは、次に定めるところによります。
 1. 被保険者の死亡により一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。
 2. 保証期間経過後に被保険者が生存する場合には、その生存期間中は、引き続き保証期間経過後の就労不能・介護年金を支払います。
 3. 年金受取人からの請求により一時金を支払った後、保証期間中に被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

第11条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。
 1. 基本年金額の減額
 2. 特約の復旧



第8条補則

- [6] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際とします。
- [7] 払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに特定障害給付金の支払理由が発生した場合は、その払込期月の保険料を含みます。
- [8] 差し引き後の保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額を支払ったときは、第10条（就労不能・介護年金の一時支払い）第3項に準じて取り扱います。

第12条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱により就労不能・介護年金または給付金の支払理由に該当した場合に、戦争その他の変乱により就労不能・介護年金または給付金の支払理由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、就労不能・介護年金もしくは給付金の額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

3. 就労不能・介護年金または給付金を支払わない場合（免責事由）

第13条

被保険者が次のいずれかにより就労不能・介護年金または給付金の支払理由に該当したときは、就労不能・介護年金または給付金を支払いません。

1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為
3. 被保険者の薬物依存^[1]

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第14条（告知義務）

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知書で質問した就労不能・介護年金もしくは給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第15条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約^[1]を将来に向かって解除することができます。
- ② 就労不能・介護年金もしくは給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約^[1]を解除することができます。この場合には、就労不能・介護年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。^[2] ただし、就労不能・介護年金もしくは給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、就労不能・介護年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- ③ 本条によるこの特約^[1]の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第16条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
 1. この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 5. この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責



第13条補則

[1]平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第15条補則

[1]この特約が復旧された場合には、その際のこの特約の基本年金額の増額部分とします。
[2]すでに就労不能・介護年金または給付金を支払っていたときは就労不能・介護年金または給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第16条補則

[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際の責任開始の日とします。

任開始の日^[1]から起算して2年以内に、就労不能・介護年金もしくは給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生し、その理由について解除の原因となる事実がある場合は、この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して5年をこえて有効に継続したとき。

- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

5. 重大事由による解除

第17条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故招致	保険契約者または被保険者が、この特約の就労不能・介護年金等 ^{[1][2]} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[3] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この特約の就労不能・介護年金等 ^{[1][2]} の請求に関し、その就労不能・介護年金等の受取人 ^[4] が詐欺行為 ^[3] をしたとき
3. 反社会的勢力	保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力 ^[5] に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力 ^[5] に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力 ^[5] を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力 ^[5] がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力 ^[5] と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 前号までと同等の事由	保険契約者または被保険者に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき

- ② 就労不能・介護年金等^[1]の支払理由^[6]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[6]による就労不能・介護年金等^[1]の支払い^[2]を行います。^[7]
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
- ④ 第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日以後、本条によりこの特約を解除したときは、第10条（就労不能・介護年金の一時支払い）第2項に準じた支払金を年金受取人に支払います。

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第18条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。^[1]
- ② 前項にかかわらず、第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じたときは、次の払込期月^[2]以後のこの特約の保険料の払込みを要しません。

補 則 欄

第17条補則

- [1] 就労不能・介護年金または給付金をいいます。
- [2] 保険料の払込免除を含みます。
- [3] 未遂を含みます。
- [4] 保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。
- [5] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [6] 保険料の払込免除の理由を含みます。
- [7] すでに就労不能・介護年金等を支払っていたときは就労不能・介護年金等の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第18条補則

- [1] この特約の保険料を一括して払い込むときは、主約款および主契約に付加されている他の特約の保険料一括払いの規定にかかわらず、会社の定める割合で特約保険料を割り引きます。
- [2] 払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じたときは、その払込期月とします。

- ③ この特約と主契約の保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合、次に定めるところによります。
1. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から2か月間を猶予期間として、猶予期間中に保険事故等が生じた場合の取扱いに準じて取り扱います。
 2. この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。
- ④ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。

第19条（就労不能・介護年金等の支払理由が生じた場合の保険料の取扱い）

- ① 払込期月に対応する保険料^[1]が払い込まれた後に、第1回の就労不能・介護年金等の支払理由が生じた場合は、次に定めるところによります。
1. 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じた場合は、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日にこの特約が消滅したものとして、主約款に定めるところによりこの特約の保険料の払いもどしを取り扱います。
 2. 特定障害給付金の支払理由が生じた場合は、特定障害給付金の支払理由発生日に特定障害給付金にかかる部分が消滅したものとして、主約款に定めるところにより、特定障害給付金にかかる部分の保険料の払いもどしを取り扱います。
- ② 払込期月に対応する保険料^[1]が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに第1回の就労不能・介護年金等の支払理由が生じた場合は、次に定めるところによります。

<p>1. 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じたとき</p>	<p>次に定める金額から未払込みの保険料^{[1][2]}を差し引きます。</p> <p>イ. 就労不能・介護保障充実給付金が支払われるときは、就労不能・介護保障充実給付金額 ロ. 前イが支払われない場合または前イの金額では未払込みの保険料^{[1][2]}に不足する場合 で、主契約および主契約に付加されている特約^[3]の保険金等が支払われるときは、その保険金額等</p> <p>ハ. 前ロに該当しないときまたは前ロの金額では未払込みの保険料^{[1][2]}に不足するときは、 第1回の年金額</p> <p>ニ. 前ハに該当し、前ハの金額では未払込みの保険料^{[1][2]}に不足するときは、保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額。この場合、保証期間中の就労不能・介護年金の支払いを行わず、差引き後の保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額を年金受取人に支払います。^[4]</p>
<p>2. 前号に該当しない場合で、給付金の支払理由が生じたとき</p>	<p>未払込みの保険料^[1]を給付金から差し引きます。</p>

- ③ 前項の場合に給付金額等が未払込みの保険料^{[1][2]}に不足するときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込みの保険料^{[1][2]}を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、給付金等を支払いません。

第20条（特約保険料の立替え）

- ① 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主契約の保険料の立替えの取扱いに準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について立替えの取扱いを行います。
- ② 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、立替えの取扱いを行いません。
- ③ 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じたときに立替金があるときは、就労不能・介護保障充実給付金ならびに主契約および主契約に付加されている特約^[1]の保険金等の支払金から、その時までの期間に応じて計算した立替金の元利金を差し引きます。ただし、会社の支払う金額が立替金に不足するときは保証期間中の就労不能・介護年金



第19条補則

- [1]主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。
- [2]保険料年1回払・年2回払契約の場合のこの特約の保険料については、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日にこの特約が消滅したものとして主約款に定めるところにより計算した金額とし、その他の保険料については、主約款または特約の定めるところにより計算した金額とします。
- [3]この特約を除きます。
- [4]差引き後の保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額を支払ったときは、第10条（就労不能・介護年金の一時支払い）第3項に準じて取り扱います。

第20条補則

- [1]この特約を除きます。

の現価相当額から差し引きます。この場合、保証期間中の就労不能・介護年金の支払いを行わず、差し引き後の保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額を年金受取人に支払います。^[2]

第21条（特約の失効および同時消滅）

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に効力を失います。
- ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。ただし、この特約の年金支払期間中を除きます。
 1. 主契約の消滅
 2. 主契約の払済保険または延長保険への変更

7. 特約の復活

第22条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

8. 特約内容の変更

第23条（基本年金額の減額）

- ① 保険契約者は、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約の基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める金額を下回る減額はできません。
- ② この特約の基本年金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとします。

第24条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

第25条（特約の型の変更）

特約の型^[1]の変更は、取り扱いません。

第26条（就労不能・介護年金等の受取人の変更）

- ① 就労不能・介護年金または給付金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。
- ② 第6条（就労不能・介護年金の支払い）第7項および前項にかかわらず、就労不能・介護年金の受取人が法人の場合には、その法人は、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日以後、会社に対する通知により、就労不能・介護年金の受取人を被保険者に変更することができます。

9. 特約の解約・解約返戻金額

第27条（特約の解約）

保険契約者は、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第28条（解約返戻金額）

- ① この特約の解約返戻金はありません。
- ② 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じたときに貸付金があるときは、就労不能・介護保障充実給付金なら



補 則 欄



第20条補則

[2] 差し引き後の保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額を支払ったときは、第10条（就労不能・介護年金の一時支払い）第3項に準じて取り扱います。

第25条補則

[1] この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した特約の型をいいます。

びに主契約および主契約に付加されている特約^[1]の保険金等の支払金から、その時までの期間に応じて計算した貸付金の元利金を差し引きます。ただし、会社の支払う金額が貸付金に不足するときは保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額から差し引きます。この場合、保証期間中の就労不能・介護年金の支払いを行わず、差し引き後の保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額を年金受取人に支払います。^[2]

第29条（債権者等による解約の効力等）

債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

10. 社員配当金

第30条（社員配当金）

- ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。ただし、この特約の中途付加が行われた場合、次のいずれかに該当するときは、主約款にかかわらず、この特約に対する社員配当金の割当てを行いません。
 1. この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日^[1]から起算して1年以内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じて就労不能・介護年金が支払われるとき
 2. この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日^[1]から起算して1年以内にこの特約が転換以外の事由により消滅するとき
 3. この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日^[1]から起算して1年以内にこの特約の基本年金額が減額される時
- ② 前項にかかわらず、第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じる前に、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。
 1. この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
 2. 前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。
- ③ 第1項および前項にかかわらず、次の事業年度内に契約日^[2]および直前の主契約の契約日の5年ごとの年単位の応当日から起算して1年を経過して第1回の就労不能・介護年金を支払うときは、第1回の就労不能・介護年金の支払日の直前の事業年度末に、この特約に対する利差配当を社員配当金として割り当てます。
- ④ 前項により割り当てた社員配当金は、第1回の就労不能・介護年金の支払日にこの特約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。
- ⑤ 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じたときは、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日後の毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、利差配当を社員配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度内に5年ごと応当日^[3]が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度の就労不能・介護年金の支払日に最終年金を支払うとき
 3. 次の事業年度内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日から起算して1年を経過して被保険者の死亡による就労不能・介護年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき
 4. 次の事業年度内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日から起算して1年を経過して被保険者が生存中における就労不能・介護年金の一時支払いがなされる時
 5. 次の事業年度内に直前の5年ごと応当日^[3]から起算して1年を経過して被保険者の保証期間経過後の死亡によりこの特約が消滅するとき
 6. 次の事業年度内に就労不能・介護年金の一時支払日から起算して1年を経過して被保険者の保証期間中の死亡によりこの特約が消滅するとき
- ⑥ 前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。
 1. 前項第1号により割り当てた社員配当金

補 則 欄

第28条補則

[1]この特約を除きます。

[2]差し引き後の保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額を支払ったときは、第10条（就労不能・介護年金の一時支払い）第3項に準じて取り扱います。

第30条補則

[1]中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

[2]この特約の中途付加が行われた場合には、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日とします。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

[3]第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日の5年ごとの年単位の応当日をいいます。

年金受取人の選択により、次表のいずれかの方法で支払います。

イ. 就労不能・介護年金の買増しに充当する方法	次の事業年度の5年ごと応当日 ^[3] に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の5年ごと応当日 ^[3] に最終年金を支払うときは、就労不能・介護年金の支払いの際に支払います。
ロ. 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の5年ごと応当日 ^[3] 以後年金受取人から請求があった時 ^[4] まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
ハ. 就労不能・介護年金とともに支払う方法	次の事業年度の5年ごと応当日 ^[3] に就労不能・介護年金 ^[5] とともに支払います。

2. 前項第2号により割り当てた社員配当金

前項第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、就労不能・介護年金の買増しに充当する方法を除きます。

3. 前項第3号により割り当てた社員配当金

この特約が消滅するときに支払います。

4. 前項第4号により割り当てた社員配当金

就労不能・介護年金の一時支払いの日以後年金受取人から請求があった時または保証期間満了の日^[6]まで会社の定める利率により利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたは保証期間経過後最初の就労不能・介護年金の支払いのときもしくは被保険者の死亡のときに支払います。

5. 前項第5号および第6号により割り当てた社員配当金

この特約が消滅するときに支払います。

⑦ 第5項により割り当てた社員配当金は、年金受取人に支払います。

第31条（増加年金保険）

- ① 前条第6項第1号イにより買い増した増加年金保険については、年金の種類は有期年金とし、就労不能・介護年金の年金支払期間中、被保険者が生存している限り、一定額の年金を支払います。
- ② 増加年金保険については、本条に定めがある事項を除いて、この特約の定めを準用します。

11. 請求手続き

第32条

この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

1. 就労不能・介護年金等の支払金の支払い
2. 特約内容の変更

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第33条

- ① この特約の給付にかかわる国民年金法^[1]の改正または公的介護保険制度^[2]の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、就労不能・介護年金または給付金の支払理由の変更を行うことがあります。
- ② 前項により就労不能・介護年金または給付金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。



第30条補則

- [4]この特約が消滅した場合はその時とします。
- [5]就労不能・介護年金の一時支払いの場合を含めます。
- [6]保証期間満了前に被保険者が死亡した場合はその時とします。

第32条補則

- [1]請求権者であることを証する書類、就労不能・介護年金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

第33条補則

- [1]国民年金法施行令、国民年金法施行規則およびその他関連する法令等を含みます。
- [2]「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

13. 保険期間満了後の保障の継続

第34条

- ① この特約の保険期間が次表に定める日に満了する場合、その日の2か月前までに保険契約者から申出があったときは、会社の取扱範囲内で、生活障害収入保障特約（以下本条において「継続後特約」といいます。）の締結による保障の継続（以下「保障の継続」といいます。）を取り扱います。

1. 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合	主契約の保険料払込期間満了の日
2. 主契約の保険料が一時払いまたは主契約の保険料払込期間が終身の場合	被保険者の契約後の年齢が会社の定める年齢に達する日の前日

- ② 前項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは保障の継続を取り扱いません。
1. 主契約の保険料払込期間満了の日に保険期間が満了するこの特約（以下本条において「継続前特約」といいます。）の第1回の就労不能・介護年金の支払理由がすでに生じているとき
 2. 主契約の保険料の払込みが免除されているとき
 3. 継続前特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、会社が認めるときは、保障の継続を取り扱うことがあります。
 4. 保障の継続時に、会社が継続後特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- ③ 保障の継続を行う場合、継続後特約については次表に定めるところによります。

1. 責任開始期	継続前特約の保険期間満了の日の翌日（以下本条において「継続日」といいます。）とします。
2. 保険期間	被保険者の年齢が会社の定める年齢に達する日の前日までの期間で定めます。
3. 特約の型	固定型とします。
4. 年金支払期間	継続前特約と同一とします。ただし、継続前特約の型が通減型の場合で、継続前特約の年金支払期間が下限の年数に1年加えた年数であるときは、継続前特約の年金支払期間の下限の年数と同一とします。
5. 基本年金額	継続前特約の基本年金額以下とします。
6. 保険料	継続日における継続後特約の被保険者の年齢によりあらためて計算します。
7. 保険料の払込み	次に定めるところにより払い込んでください。 イ. 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合または主契約の保険料が一時払いの場合 継続日までに前納してください。 ロ. 主契約の保険料払込期間が終身の場合 第1回保険料の払込みについては、継続日の属する払込月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。
8. 保険期間の継続の取扱い	継続後特約の次の定め適用に際しては、継続前特約の保険期間と継続後特約の保険期間は継続されたものとします。 イ. 就労不能・介護年金または給付金の支払い ロ. 就労不能・介護年金または給付金を支払わない場合 ハ. 特約保険料の払込免除 ニ. 告知義務違反による解除を行わない場合
9. 社員配当金	この特約の定めにより主約款を準用するときは、「契約日」を「継続日」と読み替えます。
10. 適用する特約および保険料率	継続日における特約および保険料率を適用します。
11. 特定障害給付金の取扱い	継続前特約において、すでに特定障害給付金を支払っている場合または第36条（特定障害給付金を不担保とする場合の特則）が適用されている場合は、第8条（特定障害給付金の支払い）にかかわらず、特定障害給付金はないものとして取り扱います。この場合、継続後特約の保険料は、特定障害給付金にかかる部分を除外した保険料とします。

- ④ 第2項第4号により保障の継続を取り扱わないときは、本条の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約の締結による保障の継続を取り扱うことがあります。

14. 主約款の準用

第35条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

15. 特則

第36条（特定障害給付金を不担保とする場合の特則）

この特約の締結の際、被保険者の年齢、特定障害給付金に関する被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、第8条（特定障害給付金の支払い）にかかわらず、特定障害給付金はないものとして取り扱います。

す。この場合、この特約の保険料は、特定障害給付金にかかる部分を除外した保険料とします。

第37条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ. この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時
2. 保険料の計算	この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 ^[1] における被保険者の年齢により計算します。
3. 年金支払期間	第5条（特約の年金支払期間）の適用に際しては、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 ^[1] より、保険年度および経過期間を起算するものとします。

第38条（生活障害終身保険特約へ変更する場合の特則）

- ① 保険契約者は、この特約の保険期間中または更新時に、会社の承諾を得て、この特約の全部または一部を生活障害終身保険特約に変更することができます。ただし、次のいずれかの場合にはこの取扱いを行いません。
 1. 第1回の就労不能・介護年金の支払理由がすでに生じているとき
 2. 主契約の保険料の払込みが免除されているとき
 3. この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、この特約の更新時に会社が認めるときはこの限りではありません。
- ② この特約の保険期間中に生活障害終身保険特約に変更する場合、この特約の変更部分は、変更後の生活障害終身保険特約の責任開始と同時に消滅します。この場合、この特約の変更部分は解約されたものとします。

第39条（介護保障定期保険特約等からの変更の場合の特則）

- ① 介護保障定期保険特約、介護収入保障特約、介護通減定期保険特約、新介護保障定期保険特約、新介護通減定期保険特約または新介護収入保障特約（以下本条において「変更前特約」といいます。）からの変更によりこの特約が主契約に付加されたときは、次に定めるところによります。
 1. 会社は、この特約への変更を承諾した場合には、次表に定める時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「変更日」とします。

イ. 変更前特約の保険期間中にこの特約に変更する場合	次のいずれか遅い時 (1) この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時 (2) 告知が行われた時
ロ. 変更前特約の更新時にこの特約に変更する場合	変更前特約の更新時。この場合、この特約の第1回保険料は、その更新の日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取扱いします。

2. 被保険者がこの特約への変更の際の責任開始期以後に就労不能・介護年金または就労不能・介護保障充実給付金の支払理由^[1]に該当し、その原因がこの特約への変更の際の責任開始期前に発生していたときでも、その原因が変更前特約の責任開始期^[2]以後に発生したものであれば、就労不能・介護年金または就労不能・介護保障充実給付金を支払います。この場合、第7条（就労不能・介護保障充実給付金の支払い）にかかわらず、第7条（就労不能・介護保障充実給付金の支払い）第1項第2号イに定める就労不能・介護保障充実給付金の支払額は、変更日の前日における変更前特約の変更された部分に相当する早期ケア給付金額またはこの特約の基本年金額^[3]の20%相当額のいずれか小さい金額とします。ただし、変更前特約の保険期間中にこの特約に変更する場合で、変更前特約が介護保障定期保険特約、介護収入保障特約または介護通減定期保険特約のときは、就労不能・介護保障充実給付金を支払いません。



補 則 欄



第37条補則

[1] 中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

第39条補則

- [1] この特約への変更がなかったものとした場合に介護年金、介護保険金、高度障害年金、高度障害保険金または早期ケア給付金の支払理由に該当するときに限ります。
- [2] 変更前特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際の特約の保険金の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [3] 基本年金額が減額されたときは、就労不能・介護保障充実給付金の支払理由発生日現在の基本年金額とします。

3. この特約の保険料は、変更日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日^[4]におけるこの特約の被保険者の年齢により計算します。
4. 変更前特約が介護保障定期保険特約または新介護保障定期保険特約の場合には、この特約の変更日の属する保険年度における年金の現価相当額は、変更前特約の変更された部分に相当する保険金額以下で定めることとします。
5. 変更前特約が介護通減定期保険特約または新介護通減定期保険特約の場合には、この特約の変更日の属する保険年度における年金の現価相当額は、変更前特約の変更された部分に相当する基本保険金額の60%以下で定めることとします。
6. 変更前特約が介護収入保障特約または新介護収入保障特約の場合には、この特約の基本年金額は、変更前特約の変更された部分に相当する基本年金額以下で定めることとし、年金支払期間は変更前特約と同一とします。ただし、特約の型が通減型の変更前特約の更新時にこの特約に変更する場合で、変更前特約の年金支払期間が下限の年数に1年加えた年数であるときは、年金支払期間は変更前特約の年金支払期間の下限の年数と同一とします。
7. 変更前特約が新介護保障定期保険特約、新介護通減定期保険特約または新介護収入保障特約の場合には、就労不能・介護保障充実給付金の給付限度については、変更前特約においてすでに支払われた早期ケア給付金の支払回数分を通算します。
8. 変更前特約が新介護通減定期保険特約の場合で、次の条件をすべて満たすときは、第7条（就労不能・介護保障充実給付金の支払い）にかかわらず、第7条（就労不能・介護保障充実給付金の支払い）第1項第2号イに定める就労不能・介護保障充実給付金の支払額は、変更日の前日における変更前特約の変更された部分に相当する早期ケア給付金額と同額とします。
 - イ. 変更前特約の更新時にこの特約に変更したとき
 - ロ. この特約の変更日の属する保険年度における年金の現価相当額が変更日の前日における変更前特約の変更された部分に相当する保険金額と同額であるとき
 - ハ. 被保険者が変更前特約の保険期間中に要介護状態に該当したとき
 - ニ. 変更前特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、早期ケア給付金の支払理由に該当したとき
- ② 前項にかかわらず、次のいずれかの場合には、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
 1. この特約への変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除されるとき
 2. この特約への変更の際の責任開始期前に発生した傷害を原因として主約款所定の障害状態（以下「障害状態」といいます。）になったことにより、この特約の保険料の払込みが免除されないとき

第40条（主契約が5年ごと利差配当付終身保険の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付終身保険に付加されているときは、この特約の保険料については、主約款にかかわらずステップ保険料払込方式は取り扱いません。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付終身保険に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
 - イ. 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時までの期間^[1]に変更の請求があったものとします。
 - ロ. 第6条（就労不能・介護年金の支払い）から第8条（特定障害給付金の支払い）までの適用に際しては、「保険契約者および主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。
 - ハ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。
 2. 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払いおよび介護保障に移行する場合
 - イ. 介護保障移行部分が消滅したときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、介護保障移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。
 3. 主契約の一部を移行する場合
 - イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に効力を失います。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。



第39条補則

[4]変更日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、変更日とします。

第40条補則

[1]年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。

- ③ 前項によりこの特約の契約内容が変更される場合でも、この特約から主契約の保険料積立金に充当する精算金はありません。

第41条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

- ① この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
- 第11条（特約保険料の払込免除）にかかわらず、被保険者が主契約の責任開始期^[1]以後に発生した主約款に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に障害状態^[2]になったときは、次の払込期月以後のこの特約の保険料の払込みを免除します。
 - 前号にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により障害状態^[2]になった場合に、これらの理由により障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 - 第1号にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 - 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
 - 被保険者の犯罪行為
 - 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに保険料の払込免除の理由が生じたときは、猶予期間満了の日までに、未払込みの保険料^[3]を払い込んでください。払込みのないときは、第1号にかかわらず、保険料の払込みを免除しません。
 - 第18条（特約保険料の払込み）第4項、第20条（特約保険料の立替え）、第38条（生活障害終身保険特約へ変更する場合の特則）および第39条（介護保障定期保険特約等からの変更の場合の特則）は適用しません。
 - 第27条（特約の解約）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第27条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 前項の適用に際し、主契約にこの特約のみが付加されているときは、この特約は主契約とともに解約することを要します。
- 第34条（保険期間満了後の保障の継続）の適用に際しては、「保険料の払込みが免除されているとき」を「保険料の払込みが終了しているとき」と読み替えます。
- 主契約に保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されているときは、次に定めるところによります。
 - 保険年度は、保障一括見直し日を基準に計算します。
 - 第8条（特定障害給付金の支払い）、第18条（特約保険料の払込み）、第19条（就労不能・介護年金等の支払理由が生じた場合の保険料の取扱い）、第34条（保険期間満了後の保障の継続）、第37条（中途付加の場合の特則）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。
- ② この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 - 第6条（就労不能・介護年金の支払い）から第8条（特定障害給付金の支払い）までの適用に際しては、「死亡保険金」を「死亡給付金」と読み替えます。
 - 第30条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第30条（社員配当金）

- ① 会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てます。
 - 次の事業年度内に、主契約の契約日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「主契約の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第3号および第4号による割当てが行われる場合を除き

補 則 欄

第41条補則

- [1]主契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- [2]主契約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号に定める原因による障害が加わって該当した障害状態を含みます。ただし、主契約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害の間に因果関係のない場合に限りです。
- [3]保険料年1回払・年2回払契約の場合には、主約款に定める保険料の払込終了の理由が生じたときの取扱いに準じて計算した金額とします。

ます。この場合、第3号口に該当する特約については、第3号イに該当する特約に対して割当てを行った金額を下回る金額とし、第4号に該当する特約についてはこれに準じた金額とします。

2. 次の事業年度内に、契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して、主契約が転換および給付金の支払い以外の事由により消滅することによりこの特約が消滅するとき
 3. 前号および主契約の転換以外の次の事由によりこの特約が消滅する場合、次の事業年度内に、その消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその消滅日以後、消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき。ただし、前号による割当てが行われる場合を除きます。
 - イ. この特約の保険期間が満了することにより消滅するとき
 - ロ. 前イ以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
 4. 契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過してこの特約の基本年金額が減額される場合、次の事業年度内に、その減額日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその減額日以後、減額日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき
- ② 前項にかかわらず、次の事業年度内に契約日および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して第1回の就労不能・介護年金を支払うときは、第1回の就労不能・介護年金の支払日の直前の事業年度末に、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
- ③ 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じたときは、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日後の毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、この特約の社員配当金を割り当てます。
1. 次の事業年度内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「第1回年金の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度の就労不能・介護年金の支払日に最終の就労不能・介護年金を支払うとき
 3. 次の事業年度内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日および直前の第1回年金の3年ごと応当日から起算して1年を経過して被保険者の死亡による年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき
 4. 次の事業年度内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日および直前の第1回年金の3年ごと応当日から起算して1年を経過して被保険者が生存中における就労不能・介護年金の一時支払いがなされるとき
 5. 次の事業年度内に直前の第1回年金の3年ごと応当日から起算して1年を経過して被保険者の保証期間経過後の死亡によりこの特約が消滅するとき
 6. 次の事業年度内に就労不能・介護年金の一時支払日から起算して1年を経過して被保険者の保証期間中の死亡によりこの特約が消滅するとき
- ④ 第1項から前項までにより割り当てた社員配当金は、次により支払います。
1. 第1項により割り当てた社員配当金
 - イ. 第1号、第3号および第4号により割り当てた社員配当金
主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。
 - ロ. 第2号により割り当てた社員配当金
主契約の解約返戻金等の支払いの際に支払います。
 2. 第2項により割り当てた社員配当金
第1回の就労不能・介護年金の支払日にこの特約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。
 3. 前項により割り当てた社員配当金
 - イ. 第1号により割り当てた社員配当金
年金受取人の選択により、次表のいずれかの方法で支払います。

(1) 就労不能・介護年金の買増しに充当する方法	次の事業年度の3年ごと応当日に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の3年ごと応当日に最終の就労不能・介護年金を支払うときは、就労不能・介護年金の支払いの際に支払います。
(2) 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の3年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時（この特約が消滅した場合はその時）まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
(3) 就労不能・介護年金とともに支払う方法	次の事業年度の3年ごと応当日に就労不能・介護年金（就労不能・介護年金の一時支払いの場合を含めます。）とともに支払います。

- ロ. 第2号により割り当てた社員配当金
前項第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、就労不能・介護年金の買増しに充当する方法を除きます。

ハ. 第3号により割り当てた社員配当金
この特約が消滅するときに支払います。

ニ. 第4号により割り当てた社員配当金

就労不能・介護年金の一時支払いの日以後年金受取人から請求があった時または保証期間満了の日（保証期間満了前に被保険者が死亡した場合はその時）まで会社の定める利率により利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたは保証期間経過後最初の就労不能・介護年金の支払いのときもしくは被保険者の死亡のときに支払います。

ホ. 第5号および第6号により割り当てた社員配当金
この特約が消滅するときに支払います。

⑤ 第3項により割り当てた社員配当金は、年金受取人に支払います。

3. 第31条（増加年金保険）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

① 前条第4項第3号イ(1)により買い増した増加年金保険については、年金の種類は保証期間付有期年金とし、就労不能・介護年金の年金支払期間中（保証期間経過後は被保険者が生存している場合に限り。）一定額の年金を支払います。

4. 第34条（保険期間満了後の保障の継続）の適用に際しては、次に定めるところによります。

イ. 第1項中「被保険者の契約後の年齢が会社の定める年齢に達する日の前日」を「指定日の前日」と読み替えます。

ロ. 第2項中「主契約の保険料払込期間満了の日」を「指定日の前日」と読み替えます。

③ この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第6条（就労不能・介護年金の支払い）から第8条（特定障害給付金の支払い）までの適用に際しては、「死亡保険金の」を「死亡給付金の」と読み替えます。

2. 第30条（社員配当金）の適用に際しては、前項第2号を準用します。この場合、読替規定については、次に定めるところによります。

イ. 第1項中「第3号および第4号」を「第3号から第5号まで」と読み替え、次の号を加えて準用します。

5. 次の事業年度内に、主契約の第1保険期間が満了したとき

ロ. 第4項第1号については、次のハを加えます。

ハ. 第5号により割り当てた社員配当金
主契約の第1保険期間満了の際に支払います。

3. 第31条（増加年金保険）の適用に際しては、前項第3号を準用します。

4. この特約の保険期間中に主契約の第1保険期間が満了したときは、この特約は解約されたものとします。

④ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. 主契約のうち年金支払いに移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

2. この特約の社員配当金は、主契約のうち年金支払いに移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

⑤ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に終身保障移行特約、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の全部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合、この特約は同時に消滅します。この場合、この特約の保険料積立金は主契約の積立金に充当しません。

2. 主契約の一部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合

イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

第42条（主契約に保険料払込免除特約(15)等が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約(15)またはがん保障保険料払込免除特約が付加されているときは、第11条（特約保険料の払込免除）の適用に際しては、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除」を「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている保険料払込免除特約(15)もしくはがん保障保険料払込免除特約に定める保険料の払込免除」と読み替えます。

第43条（主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則）

① この特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときは、第34条（保険期間満了後の保障の継続）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- ① この特約の保険期間が主契約の指定日の前日に満了する場合、その日の2か月前までに保険契約者から申出があったときは、会社の取扱範囲内で、生活障害収入保障特約（以下本条において「継続後特約」といいます。）の締結による保障の継続（以下「保障の継続」といいます。）を取り扱います。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付新終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
 - イ. 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時までの期間^[1]に変更の請求があったものとします。
 - ロ. 第6条（就労不能・介護年金の支払い）から第8条（特定障害給付金の支払い）までの適用に際しては、「保険契約者および主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。
 - ハ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。
 2. 主契約の一部を年金支払いに移行する場合
 - イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
- ③ 前項によりこの特約の契約内容が変更される場合でも、この特約から主契約の保険料積立金に充当する精算金はありません。
- ④ この特約が付加されている5年ごと利差配当付新終身保険に介護終身保障特別移行特約または生活障害終身保障特別移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の全部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合
 - イ. 移行部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。
 2. 主契約の一部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合
 - イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

第44条（主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険または5年ごと利差配当付医療終身保険に付加されているときは、第6条（就労不能・介護年金の支払い）から第8条（特定障害給付金の支払い）までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「主契約の普通保険約款に定める死亡時支払金受取人または特約死亡保険金受取人（死亡保険金等の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」と読み替えます。
- ② この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)または無配当医療終身保険(09)に付加されているときは、第30条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第30条（社員配当金）

この特約の社員配当金はありません。

- ③ この特約が無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)または5年ごと利差配当付医療定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているときは、次表に定めるところによります。

イ. 特別保険料領収方法が適用されている場合	更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
------------------------	--

第43条補則

[1] 年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。

ロ. 特定状態不支払方法が適用されている場合	更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
-------------------------------	--------------------------------

2. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
3. 更新後のこの特約の基本年金額、特約の型、年金支払期間および特定障害給付金の取扱いについては、次表に定めるところによります。

イ. 基本年金額	更新前のこの特約の基本年金額と同額とします。
ロ. 特約の型	更新前の特約の型にかかわらず、更新後の特約の型は固定型とします。
ハ. 年金支払期間	更新前のこの特約の年金支払期間と同一とします。ただし、更新前の特約の型が逓減型の場合で、更新前のこの特約の年金支払期間が下限の年数に1年加えた年数であるときは、更新前のこの特約の年金支払期間の下限の年数と同一とします。
ニ. 特定障害給付金の取扱い	更新前のこの特約において、すでに特定障害給付金を支払っている場合または第36条（特定障害給付金を不担保とする場合の特則）が適用されている場合は、第8条（特定障害給付金の支払い）にかかわらず、特定障害給付金はないものとして取り扱います。この場合、更新後のこの特約の保険料は、特定障害給付金にかかる部分を除外した保険料とします。

4. この特約が更新されたときは、就労不能・介護年金および給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、就労不能・介護年金および給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第45条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（特約の締結）

この特約は、保険契約締結の際、保険契約者の申出により、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）に付加して締結します。

2. 第3条（特約の責任開始期）、第11条（特約保険料の払込免除）第1項、第18条（特約保険料の払込み）第1項、第3項および第4項、第20条（特約保険料の立替え）第1項および第2項、第22条（特約の復活）ならびに第28条（解約返戻金額）第2項は適用しません。
3. 第6条（就労不能・介護年金の支払い）から第8条（特定障害給付金の支払い）までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「主約款に定める死亡時支払金受取人または特約死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」と読み替えます。
4. 第15条（告知義務違反による解除）第3項の適用に際しては、「被保険者に通知します。」を「被保険者または主約款に定める死亡時支払金受取人（以下「死亡時支払金受取人」といいます。）もしくは特約死亡保険金受取人（以下「特約死亡保険金受取人」といいます。）に通知します。」と読み替えます。
5. 第17条（重大事由による解除）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. 第1項第3号および第4号の適用に際しては、「保険契約者または被保険者」を「保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人」と、「保険契約者が」を「保険契約者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人が」と読み替えます。
 - ロ. 第3項の適用に際しては、「被保険者に通知します。」を「被保険者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人に通知します。」と読み替えます。
6. 第19条（就労不能・介護年金等の支払理由が生じた場合の保険料の取扱い）の適用に際しては、「主契約、主契約に付加されている特約」および「主契約および主契約に付加されている特約」を「基本取扱契約に付加されている特約」と読み替えます。
7. 第20条（特約保険料の立替え）の適用に際しては、「ならびに主契約および主契約に付加されている特約」を「および基本取扱契約に付加されている特約」と読み替えます。
8. 第21条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第21条（特約の失効および消滅）

- ① この特約の年金支払期間中を除き、保険契約が効力を失ったときは、主約款に定めるところにより取り扱います。
- ② 第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日前または第1回の就労不能・介護年金が支払われた場合で保証期間経過後に、被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

9. 第30条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第30条（社員配当金）

- ① 主約款の定めにかかわらず、次の事業年度内に契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の保険契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と保険契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。）および直前の保険契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して第1回の就労不能・介護年金を支払うときは、第1回の就労不能・介護年金の支払日の直前の事業年度末に、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
- ② 第1回の就労不能・介護年金の支払理由が生じたときは、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日後の毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、この特約の社員配当金を割り当てます。
 1. 次の事業年度内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「第1回年金の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度の就労不能・介護年金の支払日に最終の就労不能・介護年金を支払うとき
 3. 次の事業年度内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日および直前の第1回年金の3年ごと応当日から起算して1年を経過して被保険者の死亡による年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき
 4. 次の事業年度内に第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日および直前の第1回年金の3年ごと応当日から起算して1年を経過して被保険者が生存中における就労不能・介護年金の一時支払いがなされるとき
 5. 次の事業年度内に直前の第1回年金の3年ごと応当日から起算して1年を経過して被保険者の保証期間経過後の死亡によりこの特約が消滅するとき
 6. 次の事業年度内に就労不能・介護年金の一時支払日から起算して1年を経過して被保険者の保証期間中の死亡によりこの特約が消滅するとき
- ③ 第1項または前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。
 1. 第1項により割り当てた社員配当金
第1回の就労不能・介護年金の支払日にこの特約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。
 2. 前項により割り当てた社員配当金
イ. 第1号により割り当てた社員配当金
年金受取人の選択により、次表のいずれかの方法で支払います。

(1) 就労不能・介護年金の買増しに充当する方法	次の事業年度の3年ごと応当日に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の3年ごと応当日に最終の就労不能・介護年金を支払うときは、就労不能・介護年金の支払いの際に支払います。
(2) 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の3年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時（この特約が消滅した場合はその時）まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
(3) 就労不能・介護年金とともに支払う方法	次の事業年度の3年ごと応当日に就労不能・介護年金（就労不能・介護年金の一時支払いの場合を含めます。）とともに支払います。

- ロ. 第2号により割り当てた社員配当金
前項第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、就労不能・介護年金の買増しに充当する方法を除きます。
 - ハ. 第3号により割り当てた社員配当金
この特約が消滅するときに支払います。
 - ニ. 第4号により割り当てた社員配当金
就労不能・介護年金の一時支払いの日以後年金受取人から請求があった時または保証期間満了の日（保証期間満了前に被保険者が死亡した場合はその時）まで会社の定める利率により利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたは保証期間経過後最初の就労不能・介護年金の支払いのときもしくは被保険者の死亡のときに支払います。
 - ホ. 第5号および第6号により割り当てた社員配当金
この特約が消滅するときに支払います。
- ④ 第2項により割り当てた社員配当金は、年金受取人に支払います。
 - ⑤ この特約に対する社員配当金の割当ておよび支払いを除き、第1回の就労不能・介護年金を支払う場合には、主約款および特約に定める社員配当金の割当ておよび支払いについては、第1回の就労不能・介護年金の支払理由発生日にこの特約が消滅したものとして取り扱います。

10. 第31条（増加年金保険）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- ① 前条第3項第2号イ(1)により買い増した増加年金保険については、年金の種類は保証期間付有期年金とし、就労不能・介護年金の年金支払期間中（保証期間経過後は被保険者が生存している場合に限り）一定額の年金を支払います。

11. 第34条（保険期間満了後の保障の継続）の適用に際しては、次に定めるところによります。

イ. 第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

① この特約の保険期間が指定日の前日に満了する場合、その日の2か月前までに保険契約者から申出があったときは、会社の取扱範囲内で、生活障害収入保障特約（以下本条において「継続後特約」といいます。）の締結による保障の継続（以下「保障の継続」といいます。）を取り扱います。

ロ. 第2項の適用に際しては、「主契約の保険料払込期間満了の日」を「指定日の前日」と、「主契約の保険料」を「特約保険料」と読み替えます。

ハ. 第3項第7号および第9号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

7. 保険料の払込み	第1回保険料の払込みについては、継続日の属する払込期月に払い込まれるべき保険契約の保険料に含めて取り扱います。
9. 社員配当金	主約款およびこの特約の定めによるこの特約の社員配当金の規定の適用に際しては、「契約日」を「継続日」と読み替えます。

12. 第37条（中途付加の場合の特則）の適用に際しては、「主契約締結」を「保険契約締結」と、「主契約の契約日」を「保険契約の契約日」と読み替えます。

別表1 就労不能状態

「就労不能状態」とは、次表のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。ただし、就労不能状態Ⅱについては、その状態の回復の見込みのない状態に限ります。

項目	就労不能状態Ⅰ	就労不能状態Ⅱ
1. 所定の疾患等による障害	次のいずれかに該当する状態 a. 心臓移植を受けたもの b. 人工心臓を装着したもの c. CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの d. 永続的な人工透析療法を受けたもの e. 腎移植を受けたもの f. 人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けたもの g. 人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの h. がんの治療を目的とする入院日数が継続して180日以上あるもの	次のいずれかに該当する状態 a. 次の疾患による障害または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるもの (1) 呼吸器疾患 (2) 心疾患 (3) 肝疾患 (4) 血液・造血管器疾患 b. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
2. 眼の障害	—	両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態
3. 耳の障害	—	両耳の聴力に著しい障害を残す状態
4. 平衡機能の障害	—	平衡機能に著しい障害を残す状態
5. そしゃく・嚥下機能の障害	—	そしゃく・嚥下機能に著しい障害を残す状態
6. 言語機能の障害	喉頭全摘出手術を受けた状態	言語機能に著しい障害を残す状態
7. 上・下肢の障害	次のいずれかに該当する状態 a. 両手の第1指（母指）を失い、かつ、両手の第2指（示指）または第3指（中指）を失ったもの b. 1手の5手指を失ったもの c. 10足指を失ったもの d. 1下肢を足関節以上で失ったもの	次のいずれかに該当する状態 a. 1上肢の機能に著しい障害を残すもの b. 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの c. 両手の第1指（母指）の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指（示指）または第3指（中指）の機能に著しい障害を残すもの d. 1下肢の機能に著しい障害を残すもの e. 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの f. 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの g. 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

備考

1. 回復の見込みのない状態

a. 「回復の見込みのない状態」には、危篤状態において就労不能状態Ⅱに該当した場合等の死亡前の一時的な状

態は含みません。

- b. 前aにおいて、「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態であると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血等の救命医療が施されている状態をいいます。
- c. 「所定の疾患等による障害」または「平衡機能の障害」における就労不能状態Ⅱに該当した場合（「所定の疾患等による障害」のbに該当する場合を除きます。）の「回復の見込みのない状態」の判定に際しては、次のいずれかに該当するときは「回復の見込みのない状態」に該当するものとします。
- (1) 投薬・理学療法等の治療により、今後傷病の症状・検査数値等に一時的な改善がみられる可能性がある場合であっても、長期的にはその障害が固定または悪化すると認められるとき
 - (2) 臓器移植等（肺移植、心臓移植、肝移植、造血幹細胞移植）を行うことにより回復が見込まれる場合であっても、その他の治療による回復の見込みがないと認められるとき
2. 所定の疾患等による障害
- a. 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。
- b. 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- c. 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- d. 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- e. 「がんの治療を目的とする入院日数」の判定に際しては、次に定めるところによります。
- (1) 対象となるがんの範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち ・ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

（注）子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「がん」に含めます。

- (2) 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を入院させるための施設を有する診療所または同等の日本国外にある医療施設をいいます。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
 - (3) がんの治療を目的とする入院（この特約の保険期間中に開始した入院に限ります。）を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、直前の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- f. 「疾患による障害」とは、次に定める状態をいいます。
- (1) 呼吸器疾患による障害
常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している状態をいいます。
 - (2) 心疾患による障害

心臓に人工弁を置換した状態（生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。）または恒久的心臓ペースメーカーを装着した状態（心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。）をいいます。

(3) 肝疾患による障害

腹水または肝性脳症の臨床所見がある状態をいいます。

(4) 血液・造血管疾患による障害

次表に該当する状態をいいます。

<p>難治性貧血群 (再生不良性貧血・溶血性貧血等)</p>	<p>次のイからニまでのうち、3つ以上に該当するもの（溶血性貧血の場合は、次のイに該当するもの）</p> <p>イ. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(i)ヘモグロビン濃度が9.0g/dl未満のもの</p> <p>(ii)赤血球数が300万/μl未満のもの</p> <p>ロ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(i)白血球数が2,000/μl未満のもの</p> <p>(ii)顆粒球数が1,000/μl未満のもの</p> <p>ハ. 末梢血液中の血小板数が5万/μl未満のもの</p> <p>ニ. 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(i)有核細胞が5万/μl未満のもの</p> <p>(ii)巨核球数が30/μl未満のもの</p> <p>(iii)リンパ球が40%以上のもの</p> <p>(iv)赤芽球が10%未満のもの</p>
<p>出血傾向群 (血小板減少性紫斑病・凝固因子欠乏症等)</p>	<p>次のいずれかの1つ以上の検査所見があるもの</p> <p>イ. 出血時間（デューク法）が8分以上のもの</p> <p>ロ. APTTが基準値の2倍以上のもの</p> <p>ハ. 血小板数が5万/μl未満のもの</p>
<p>造血管腫瘍群 (白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫等)</p>	<p>次のいずれかの1つ以上の検査所見があるもの</p> <p>イ. 病的細胞が出現しているもの</p> <p>ロ. C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの</p> <p>ハ. 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの</p> <p>ニ. 白血球数が正常化し難いもの</p> <p>ホ. 末梢血液中の赤血球数が300万/μl未満のもの</p> <p>ヘ. 末梢血液中の血小板数が5万/μl未満のもの</p> <p>ト. 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/μl未満のもの</p> <p>チ. 末梢血液中の正常リンパ球数が600/μl未満のもの</p>

g. 「日常生活が著しい制限を受けるもの」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業ができない状態をいいます。

h. 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

a. 「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、両眼の視力の和が0.08以下の状態をいいます。

b. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。

d. 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。

4. 眼の障害（視野障害）

a. 「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 両眼の視野が5度以内のもの

(2) 両眼の視野がそれぞれ1/4の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、1/2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの

b. 視野の測定は、ゴールドマン視野計、自動視野計またはこれらに準ずるものによります。

c. ゴールドマン視野計による場合、中心視野については1/2の視標を用い、周辺視野については1/4の視標を用います。なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとします。

d. 眼瞼下垂による視野障害は含みません。

5. 耳の障害（聴力障害）

a. 「両耳の聴力に著しい障害を残す状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

(2) 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの

b. 聴力の測定は、オージオメータ（JIS規格またはこれに準ずる標準オージオメータ）で行います。

- c. 聴力レベルは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、次の式により算出します。

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

- d. 語音明瞭度は、次の式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度とします。
語音明瞭度 = (正答語音数 / 検査語数) × 100 (%)
- e. 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s 式語表」または「67s 式語表」とします。

6. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を残す状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態をいいます。

7. そしゃく・嚥下機能の障害

「そしゃく・嚥下機能に著しい障害を残す状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 流動食以外のものは摂取することができないもの
- 経口的に食物を摂取することができないもの
- 経口的に食物を摂取することが極めて困難であるもの

8. 言語機能の障害

「言語機能に著しい障害を残す状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能であるもの
- 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能であるもの
- 声帯全部のてき出により発音が不能であるもの
- 語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難であるもの

9. 上・下肢の障害

- a. 「1 上肢の機能に著しい障害を残すもの」とは、1 上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節をいいます。以下同じ。）中の2関節以上において、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 関節が完全強直しているもの
- 関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
- 筋力が著減または消失しているもの

- b. 「1 下肢の機能に著しい障害を残すもの」とは、1 下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節をいいます。以下同じ。）中の2関節以上において、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 関節が完全強直しているもの
- 関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
- 筋力が著減または消失しているもの

- 一側下肢長が他側下肢長の4分の1以上短縮しているもの（下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測によります。）

- c. 「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両上肢の3大関節中の1関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

- d. 「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両下肢の3大関節中の1関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

- e. 「1 上肢および1 下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、1 上肢および1 下肢の3大関節中の1関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

- f. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失った状態をいいます。

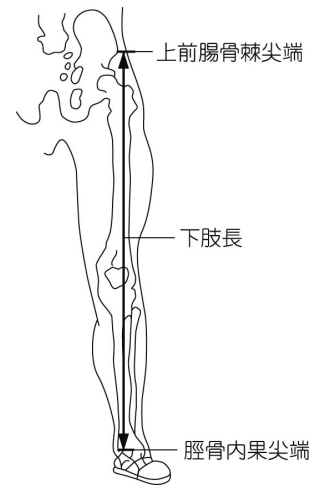
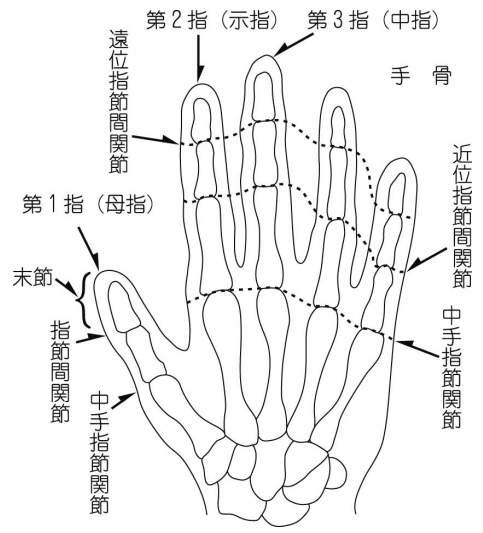
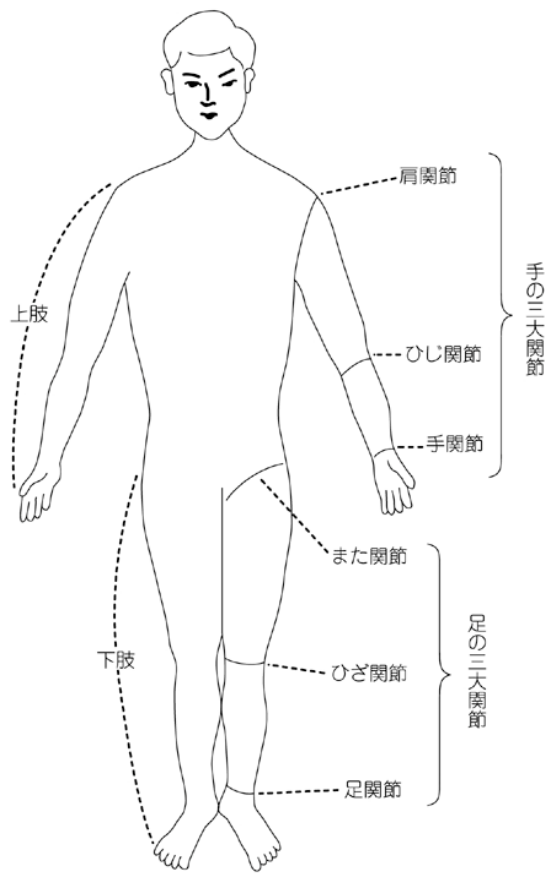
- g. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った状態をいいます。

- h. 「手指の機能に著しい障害を残すもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った状態、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された状態をいいます。

- i. 筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、次の5段階に区別します。

正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	検者の加える抵抗には抗しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	自分の体部分の重さには抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表2 要介護状態

「要介護状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。

1. 表1のイの項目が表1の全介助に該当する状態
2. 表1のイまたはロのいずれかの項目が表1の全介助または一部介助に該当し、かつ、表2のイ～ホについて次のいずれかを満たす状態
 - a. 3項目以上が表2の一部介助に該当する
 - b. 2項目以上が表2の全介助または一部介助に該当し、そのうち1項目以上が表2の全介助に該当する
3. 器質性認知症に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態

表1

項目	全介助	一部介助
イ. 歩行	杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行が自分ではできない状態	杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁や手すりを手を支えたりしなければ、歩行が自分ではできない状態
ロ. 寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、寝返りが自分ではできない状態	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、寝返りが自分ではできない状態

表2

項目	全介助	一部介助
イ. 衣服の着脱	ボタンやファスナーのない衣服を用いる等、着やすい衣服を選定しても、次のいずれかに該当する状態 (i) 上衣の着脱のすべてが自分ではできない (ii) ズボン・パンツ等の着脱のすべてが自分ではできない	次のいずれかに該当する状態 (i) 上衣の着脱の際に、手を回せないために介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の部分的な介助が必要 (ii) ズボン・パンツ等の着脱の際に、最後に上まで上げる、シャツをズボン・パンツ等に入れ直す等の部分的な介助が必要 (iii) ボタンやファスナーのある衣服の着脱の際に、ボタンのかけはずしを行う、ファスナーを開閉する等の部分的な介助が必要
ロ. 入浴	次のいずれかに該当する状態 (i) 介護者に抱えられ、またはリフト等の機器を用いなければ、一般家庭浴槽の出入りが自分ではできない (ii) 洗身のすべてが自分ではできない	次のいずれかに該当する状態 (i) 一般家庭浴槽の出入りの際に、介護者が支える、手を貸す等の部分的な介助が必要 (ii) 洗身の際に、介護者がスポンジや手ぬぐい等に石鹸等を付ける、身体の一部を洗う等の部分的な介助が必要
ハ. 食事の摂取	次のいずれかに該当する状態 (i) 食器等や食物を工夫しても、食物を口元まで運ぶ動作が自分ではできない (ii) 経管栄養や中心静脈栄養を受けている	食器等や食物を工夫しても、食事の一連の動作の際に、部分的な介助が必要な状態
ニ. 排泄	次のいずれかに該当する状態 (i) トイレまでの移動やポータブルトイレへの乗降の際に、介護者が手を添える、体を支える等の介助が必要 (ii) 排泄動作の際に介助が必要 (iii) 排泄後の拭き取り始末の際に介助が必要 (iv) 排泄コントロール機能を失っているために、おむつの使用が必要	—
ホ. 清潔・整容	次のいずれかに該当する状態 (i) 口腔清潔（歯磨き等）のすべてが自分ではできない (ii) 洗顔のすべてが自分ではできない (iii) 整髪（髪）のすべてが自分ではできない (iv) つめ切り（爪）のすべてが自分ではできない	次のいずれかに該当する状態 (i) 口腔清潔（歯磨き等）の際に、部分的な介助が必要 (ii) 洗顔の際に、部分的な介助が必要 (iii) 整髪の際に、部分的な介助が必要 (iv) つめ切りの際に、部分的な介助が必要

備考

1. 要介護状態
 - a. 各項目に定める状態の判定に際しては、次に定めるところによります。

- (1) 時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。
- (2) 運動機能の有無にかかわらず、その行為の意味するところが理解できないことまたは医療上の必要にもとづく制約があることを原因とする状態を含みます。
- (3) 各項目に定める状態には、見守り等のみが必要な状態は含みません。ただし、表2の口の一部分助の(i)については、見守り等のみが必要な状態も含まれるものとします。

b. 歩行

「歩行」とは、歩幅や歩速を問わず立った状態から5m以上歩くことをいい、日常的に車椅子を使用している場合は車椅子を使用しない状態で歩行ができるかどうかを判定します。

c. 寝返り

「寝返り」とは、身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のいずれかに向きを変えることをいいます。

d. 衣服の着脱

「衣服の着脱」とは、眼前に用意された衣服の着脱を行うことをいい、収納場所からの出し入れ等は含みません。

e. 入浴

「洗身」とは、浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等を付けて全身を洗うことをいい、洗髪・洗顔は含みません。

f. 食事の摂取

- (1) 「食事の摂取」とは、眼前に用意された食事を摂取することをいい、調理、配膳、後片付け等は含みません。
- (2) 食器等の工夫とは、介護用の皿・スプーン等を使用すること等をいいます。
- (3) 「一連の動作」とは、食事の際に食卓で、箸・スプーン等を手に持つ、食物を食べやすくする（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等）、食物を挟む・すくう・突き刺す、食物を口元まで運ぶ、口元まで運んだ食物を食べることをいいます。

g. 排泄

「排泄動作」とは、ズボン・パンツの上げ下げ、およびトイレ、尿器または便器への排尿・排便をいいます。

h. 清潔・整容

「口腔清潔」、「洗顔」、「整髪」、「つめ切り」には、それぞれ次に定める行為を含めるものとします。

- (1) 口腔清潔においては、歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、義歯をはずす、うがいをする行為
- (2) 洗顔においては、タオルの準備、蛇口をひねる、衣服の濡れの確認、タオルで拭く行為
- (3) 整髪においては、くしやブラシを準備する行為
- (4) つめ切りにおいては、つめ切りを準備する、切ったつめを捨てる行為

2. 器質性認知症

a. 「器質性認知症に該当する」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることをいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

b. 前aの「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) のうち ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 特定障害状態

「特定障害状態」とは、精神障害の治療を目的とする入院日数が継続して180日以上ある状態をいい、備考に定めるところにより認定します。

備考

1. 対象となる精神障害

対象となる精神障害の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F 04
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち	
・せん妄、認知症に重ならないもの	F 05.0
・その他のせん妄	F 05.8
・せん妄、詳細不明	F 05.9
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害	F 06
脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害	F 07
詳細不明の器質性または症状性精神障害	F 09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 10～F 19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F 20～F 29
気分〔感情〕障害	F 30～F 39
てんかん	G 40
てんかん重積（状態）	G 41

2. 精神障害の治療を目的とする入院

- a. 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を入院させるための施設を有する診療所または同等の日本国外にある医療施設をいいます。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- b. 精神障害の治療を目的とする入院（この特約の保険期間中に開始した入院に限ります。）を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、直前の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

別表4 保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額

保証期間中の就労不能・介護年金の現価相当額は、基本年金額に次に定める率を乗じて得た金額となります。

4.975

(注) 年金支払開始年齢および被保険者の性別による差はありません。

別表5 残存保証期間中の未払年金の現価

残存保証期間中の未払年金の現価は、残存保証期間に支払われる年金の支払回数（以下「残存年金支払回数」といいます。）に応じて、基本年金額に次表の率を乗じて得た金額を、年金の一時支払いの請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について会社の定める計算方法で割り引いて計算します。

残存年金支払回数	率
4 回	4.001
3	3.010
2	2.013
1	1.010